

【公開版】

2023埋計発第38号

2023年6月26日

原子力規制委員会 殿

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付4番地108

日本原燃株式会社

代表取締役社長

社長執行役員 増田 尚宏

濃縮・埋設事業所廃棄物埋施設保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第51条の18第1項の規定に基づき、濃縮・埋設事業所廃棄物埋施設保安規定を別紙のとおり変更認可申請いたします。

1. 変更の内容

令和4年6月22日付原規規発第22062216号をもって認可を受けた濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定（以下、「保安規定」という。）の一部を別添のとおり変更する。

別添 濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表

2. 変更の理由

以下に示すとおり、放射能濃度に係るスケーリングファクタ（以下、「S F」という。）の新規設定について反映する。

(1) S Fの新規設定

玄海原子力発電所の均質・均一固化体のうち、2012～2014年度にセメント固化装置の洗浄工程で発生した廃棄体について、全 α /Cs-137が従来のS Fを継続使用できないことが確認されたことから、2012～2014年度の3か年限定でS Fを新規設定する。

(2) 記載等の適正化

その他、記載等の適正化を行う。

3. 施行の期日

(1) この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。

(2) 本規定施行の際、第17条（廃棄体の確認）第2項、第18条（放射性廃棄物等の確認に係る自主検査の実施）第1項及び第2項については、2023年度以降に廃棄物埋設確認申請した廃棄体からの適用とし、それ以前に廃棄物埋設確認申請した廃棄体の確認及び自主検査については従前の例による。

濃縮・埋設事業所廃棄物埋施設保安規定 新旧対照表 (1/9)

【保安規定本文 表1】

現 行					改正後					変更理由
表1 品質マネジメントシステム計画関連条項及び保安規定関連条項と組織が必要と決定した社内文書との関係(第6条4.2関係)					表1 品質マネジメントシステム計画関連条項及び保安規定関連条項と組織が必要と決定した社内文書との関係(第6条4.2関係)					
品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の関連条項	品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の関連条項	
4～8	品質マネジメントシステム計画	監査室 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則	監査室長	—	4～8	品質マネジメントシステム計画	監査室 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則	監査室長	—	
		調達室 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則	調達室長	—			調達室 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則	調達室長	—	
		安全・品質本部 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則	安全・品質本部長	—			安全・品質本部 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則	安全・品質本部長	—	
		埋設事業部 原子力安全に係る品質マネジメントシステム運用要則	事業部長	—			埋設事業部 原子力安全に係る品質マネジメントシステム運用要則	事業部長	—	
4.1、8.2.3	プロセスの監視及び測定	パフォーマンス指標要則	安全・品質本部長	—	4.1、8.2.3	プロセスの監視及び測定	パフォーマンス指標要則	安全・品質本部長	—	
4.1	安全文化	安全文化要則	安全・品質本部長	—	4.1	安全文化	安全文化要則	安全・品質本部長	—	
5.4.1	品質目標	品質目標要則	安全・品質本部長	—	5.4.1	品質目標	品質目標要則	安全・品質本部長	—	
5.4.2、7.1、7.3	品質マネジメントシステムの計画、個別業務に必要なプロセスの計画、設計開発	変更管理要則	安全・品質本部長	—	5.4.2、7.1、7.3	品質マネジメントシステムの計画、個別業務に必要なプロセスの計画、設計開発	変更管理要則	安全・品質本部長	—	
5.5.3	管理者	自己アセスメント要則	安全・品質本部長	—	5.5.3	管理者	自己アセスメント要則	安全・品質本部長	—	
5.5.4	組織の内部の情報の伝達	安全・品質改革委員会規程	安全・品質本部長	第13条	5.5.4	組織の内部の情報の伝達	安全・品質改革委員会規程	安全・品質本部長	第13条	
		品質・保安会議規程	安全・品質本部長	第11条			品質・保安会議規程	安全・品質本部長	第11条	
		埋設施設安全委員会運営要領	事業部長	第12条			埋設施設安全委員会運営要領	事業部長	第12条	
5.6	マネジメントレビュー	マネジメントレビュー要則	安全・品質本部長	—	5.6	マネジメントレビュー	マネジメントレビュー要則	安全・品質本部長	—	

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表 (2/9)

現 行					改正後					変更理由	
6.2	要員の力量の確保及び教育訓練	監査室 教育訓練要領	監査室長	—	6.2	要員の力量の確保及び教育訓練	監査室 教育訓練要領	監査室長	—	・記載等の適正化 (要領名称変更)	
		調達室 教育訓練要領	調達室長	—			調達室 教育訓練要領	調達室長	—		
		安全・品質本部 教育訓練要領	安全・品質本部長	—			安全・品質本部 教育訓練要領	安全・品質本部長	—		
		教育訓練要領	事業部長	第 63 条			<u>廃棄物埋設施設教育訓練要領</u>	事業部長	第 63 条		
7.1	個別業務に必要なプロセスの計画	廃棄物埋設施設廃棄物取扱主任者業務実施要領	事業部長	第 10 条	7.1	個別業務に必要なプロセスの計画	廃棄物埋設施設廃棄物取扱主任者業務実施要領	事業部長	第 10 条		・記載等の適正化 (廃棄物埋設施設施設管理要領及び下位文書に統合・整理するため削除)
		廃棄物埋設施設埋設管理要領	事業部長	第 14 条、第 16 条 第 17 条、第 19 条 第 20 条、第 30 条 第 32 条～第 35 条			廃棄物埋設施設埋設管理要領	事業部長	第 14 条、第 16 条 第 17 条、第 19 条 第 20 条、第 30 条 第 32 条～第 35 条		
		廃棄物埋設設計画作成要領	事業部長	第 15 条			廃棄物埋設設計画作成要領	事業部長	第 15 条		
		廃棄体確認要領	事業部長	第 17 条			廃棄体確認要領	事業部長	第 17 条		
		土木管理要領	事業部長	第 19 条 第 21 条～第 24 条 第 27 条、第 28 条			土木管理要領	事業部長	第 19 条 第 21 条～第 24 条 第 27 条、第 28 条		
		廃棄物埋設施設施設管理要領	事業部長	第 22 条～第 25 条 第 47 条			廃棄物埋設施設施設管理要領	事業部長	第 22 条～第 25 条 第 47 条		
		技術情報管理要領	事業部長	第 22 条、第 65 条			技術情報管理要領	事業部長	第 22 条、第 65 条		
		<u>建物管理要領</u>	<u>事業部長</u>	<u>第 22 条～第 24 条</u>			技術情報管理要領	事業部長	第 22 条、第 65 条		
		廃棄物埋設施設放射線管理総括要領	事業部長	第 22 条、第 24 条 第 31 条～第 41 条 第 43 条～第 49 条 第 54 条、第 60 条			廃棄物埋設施設放射線管理総括要領	事業部長	第 22 条、第 24 条 第 31 条～第 41 条 第 43 条～第 49 条 第 54 条、第 60 条		
		設計管理要領	事業部長	第 22 条、第 23 条			設計管理要領	事業部長	第 22 条、第 23 条		
		廃棄物埋設施設排水・地下水監視要領	事業部長	第 26 条、第 29 条			廃棄物埋設施設排水・地下水監視要領	事業部長	第 26 条、第 29 条		
		濃縮・埋設事業所周辺監視区域等出入管理要領	事業部長	第 42 条			濃縮・埋設事業所周辺監視区域等出入管理要領	事業部長	第 42 条		
		輸送物仕立て助勢作業要領	事業部長	第 49 条			輸送物仕立て助勢作業要領	事業部長	第 49 条		
廃棄物埋設施設異常・非常時対策要領	事業部長	第 50 条の 2～第 53 条 第 55 条～第 61 条 第 64 条、第 67 条	廃棄物埋設施設異常・非常時対策要領	事業部長	第 50 条の 2～第 53 条 第 55 条～第 61 条 第 64 条、第 67 条						
廃棄物埋設施設定期的な評価実施要領	事業部長	第 29 条の 2 第 65 条	廃棄物埋設施設定期的な評価実施要領	事業部長	第 29 条の 2 第 65 条						

濃縮・埋設事業所廃棄物埋施設保安規定 新旧対照表 (3/9)

現 行					改正後					変更理由
7.3	設計開発	設計管理要領	事業部長	第 23 条	7.3	設計開発	設計管理要領	事業部長	第 23 条	
7.4	調達	調達管理要則	調達室長	—	7.4	調達	調達管理要則	調達室長	—	
8.2.4	機器等の検査等	検査および試験管理要則	安全・品質本部長	第 18 条、第 25 条	8.2.4	機器等の検査等	検査および試験管理要則	安全・品質本部長	第 18 条、第 25 条	
8.3	不適合の管理	トラブル情報等の社外への共有要則	安全・品質本部長	—	8.3	不適合の管理	トラブル情報等の社外への共有要則	安全・品質本部長	—	
8.5.2	是正処置等	根本原因分析要則	安全・品質本部長	—	8.5.2	是正処置等	根本原因分析要則	安全・品質本部長	—	

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表 (4/9)

【保安規定本文】

現 行	改正後	変更理由
<p>(埋設施設安全委員会の審議事項、構成等)</p> <p>第 12 条 埋設施設安全委員会は、事業部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を埋設施設に係る保安に関する業務全体の観点から審議する。</p> <p>(1) 埋設施設の事業変更許可申請に関する事項</p> <p>(2) この規定の変更</p> <p>(3) <u>表 1 に掲げる事業部長が制定する規定</u></p> <p><u>(4)</u> この規定に基づく以下の計画</p> <p>イ 第 15 条に基づく廃棄物埋設計画</p> <p>ロ 第 24 条に基づく作業管理に係る実施計画</p> <p>ハ 第 26 条に基づく調査計画</p> <p>ニ 第 27 条に基づく修復計画</p> <p>ホ 第 63 条に基づく保安教育実施計画</p> <p>へ 第 65 条に基づく定期的な評価等の計画</p> <p><u>(5)</u> 第 65 条に基づく評価の結果</p> <p><u>(6) 保安に関する品質マネジメントシステムに係る事項</u></p> <p>(7) その他事業部長が必要と認める事項</p> <p>2 埋設施設安全委員会は、事業部長が任命する委員長、廃棄物取扱主任者のほか、事業部長が選任する委員をもって構成する。</p> <p>3 埋設施設安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 委員会は、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。 ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理人（廃棄物取扱主任者においては代行者）を出席させることができる。</p> <p>(2) 委員長が出席できない場合は、委員長が指名する者が委員長の職務を代行する。</p> <p>(3) 委員会の審議事項であって、緊急に処理する必要があり、かつ、委員会の開催が困難な場合は、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより委員会の審議に替えることができる。</p> <p>(4) 委員長は、廃棄物取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。</p> <p>4 委員長は、審議結果及び廃棄物取扱主任者又はその代行者の意見を事業部長に報告する。</p> <p>5 事業部長は、前項の報告を尊重する。</p>	<p>(埋設施設安全委員会の審議事項、構成等)</p> <p>第 12 条 埋設施設安全委員会は、事業部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を埋設施設に係る保安に関する業務全体の観点から審議する。</p> <p>(1) 埋設施設の事業変更許可申請に関する事項</p> <p>(2) この規定の変更</p> <p>(3) <u>第 6 条の品質マネジメントシステム計画の表 1 に掲げる文書のうち事業部長が定める規定</u></p> <p><u>(4) 保安に関する品質マネジメントシステムに係る事項</u></p> <p><u>(5)</u> この規定に基づく以下の計画</p> <p>イ 第 15 条に基づく廃棄物埋設計画</p> <p>ロ 第 24 条に基づく作業管理に係る実施計画</p> <p>ハ 第 26 条に基づく調査計画</p> <p>ニ 第 27 条に基づく修復計画</p> <p>ホ 第 63 条に基づく保安教育実施計画</p> <p>へ 第 65 条に基づく定期的な評価等の計画</p> <p><u>(6)</u> 第 65 条に基づく評価の結果</p> <p>(7) その他事業部長が必要と認める事項</p> <p>2 埋設施設安全委員会は、事業部長が任命する委員長、廃棄物取扱主任者のほか、事業部長が選任する委員をもって構成する。</p> <p>3 埋設施設安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 委員会は、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。 ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理人（廃棄物取扱主任者においては代行者）を出席させることができる。</p> <p>(2) 委員長が出席できない場合は、委員長が指名する者が委員長の職務を代行する。</p> <p>(3) 委員会の審議事項であって、緊急に処理する必要があり、かつ、委員会の開催が困難な場合は、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより委員会の審議に替えることができる。</p> <p>(4) 委員長は、廃棄物取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。</p> <p>4 委員長は、審議結果及び廃棄物取扱主任者又はその代行者の意見を事業部長に報告する。</p> <p>5 事業部長は、前項の報告を尊重する。</p>	<p>・ 記載等の適正化 (他施設と記載の整合) (品質・保安会議審議事項との整合)</p>

濃縮・埋設事業所廃棄物埋施設保安規定 新旧対照表 (5/9)

【保安規定本文】

現 行	改正後	変更理由
<p>(廃棄体の確認)</p> <p>第 17 条 埋設業務課長は、埋設する廃棄体が記録により、別表 2 から別表 2 の 4 に定める廃棄物受入基準（「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」（以下「埋設規則」という。）第 8 条第 2 項に定める廃棄体の技術上の基準を包含する。）を満足していることを確認する。</p> <p>2 運営課長は、埋設する廃棄体が外観確認により、別表 2 から別表 2 の 4 に定める廃棄物受入基準（埋設規則第 8 条第 2 項に定める廃棄体の技術上の基準を包含する。）のうち外観により確認できる基準を満足していることを確認する。</p> <p>3 運営課長は、埋設する廃棄体を外観確認する場合、一時貯蔵天井クレーン、廃棄体取り出し装置、コンベア、廃棄体検査装置、廃棄体一時仮置台及び払い出し天井クレーンにより取り扱うこと。</p>	<p>(廃棄体の確認)</p> <p>第 17 条 埋設業務課長は、埋設する廃棄体が記録により、別表 2 から別表 2 の 4 に定める廃棄物受入基準（「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」（以下「埋設規則」という。）第 8 条第 2 項に定める廃棄体の技術上の基準を包含する。）を満足していることを確認する。</p> <p>2 運営課長は、埋設する廃棄体が外観確認により、別表 2 から別表 2 の 4 に定める廃棄物受入基準のうち外観により確認できる基準を満足していることを確認する。</p> <p>3 運営課長は、埋設する廃棄体を外観確認する場合、一時貯蔵天井クレーン、廃棄体取り出し装置、コンベア、廃棄体検査装置、廃棄体一時仮置台及び払い出し天井クレーンにより取り扱うこと。</p>	<p>・記載等の適正化 (運用実態を踏まえた適正化)</p>

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表 (6/9)

【保安規定本文】

現 行	改正後	変更理由
<p>(放射性廃棄物等の確認に係る自主検査の実施)</p> <p>第 18 条 安全・品質保証部長は、放射性廃棄物等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の対象となる廃棄体の定置に当たり、廃棄物受入基準(埋設規則第 8 条第 2 項に定める廃棄体の技術上の基準を包含する。)へ適合することを確認するための自主検査を統括する。</p> <p>2 検査課長は、検査実施責任者として次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書^{※1}を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の廃棄体が廃棄物受入基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の廃棄体が廃棄物受入基準に適合することを最終判断する。</p> <p>3 検査課長は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。</p> <p>(1) 検査課員のうち、検査対象となる廃棄体の確認に関与していない要員</p> <p>(2) 検査対象となる廃棄体の確認の調達における供給者の中で、当該工事に関与していない要員</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>4 検査課長は、検査内容に応じて、検査課長及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、実施する。</p> <p>5 検査課長は、第 3 項及び第 4 項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>6 検査課長は、検査の実施時期及び検査が第 15 条で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</p> <p>※1：検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>イ 放射能濃度の妥当性を確認するために十分な方法</p> <p>ロ 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>ハ その他廃棄体が埋設施設の事業変更許可を受けたところによるものであることを確認するために十分な方法</p>	<p>(放射性廃棄物等の確認に係る自主検査の実施)</p> <p>第 18 条 安全・品質保証部長は、放射性廃棄物等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の対象となる廃棄体が埋設規則第 8 条第 2 項に定める廃棄体の技術上の基準に適合することを確認するための自主検査を統括する。</p> <p>2 検査課長は、検査実施責任者として次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書^{※1}を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の廃棄体が埋設規則第 8 条第 2 項に定める廃棄体の技術上の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の廃棄体が埋設規則第 8 条第 2 項に定める廃棄体の技術上の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>3 検査課長は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。</p> <p>(1) 検査課員のうち、検査対象となる廃棄体の確認に関与していない要員</p> <p>(2) 検査対象となる廃棄体の確認の調達における供給者の中で、当該工事に関与していない要員</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>4 検査課長は、検査内容に応じて、検査課長及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、実施する。</p> <p>5 検査課長は、第 3 項及び第 4 項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>6 検査課長は、検査の実施時期及び検査が第 15 条で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</p> <p>※1：検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>イ 放射能濃度の妥当性を確認するために十分な方法</p> <p>ロ 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>ハ その他廃棄体が埋設施設の事業変更許可を受けたところによるものであることを確認するために十分な方法</p>	<p>・記載等の適正化 (自主検査実施時期の変更) (運用実態を踏まえた適正化)</p>

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表 (7/9)

【保安規定本文】

現 行	改正後	変更理由
<p>(廃棄体の定置)</p> <p>第 19 条 建設課長は、廃棄体を定置する前に、構築した埋設設備が埋設規則第 6 条第 1 項第 4 号及び第 8 号に定める技術上の基準を満足していること及び収着性（分配係数）を有する材料であることを確認するとともに、確認した結果を運営課長に通知する。</p> <p>2 保全課長は、廃棄体を定置する前に、埋設設備ごとに埋設クレーンの吊り上げ高さ検査により、別表 3 に定める制限を満足していること <u>及び第 1 項の結果</u>を確認するとともに、確認した結果を運営課長に通知する。</p> <p>3 保全課長は、廃棄体を定置する前に、埋設設備に埋設規則第 6 条第 1 項第 8 号に定める技術上の基準を満足する排水・監視設備の容器及び受け皿を設置するとともに、確認した結果を運営課長に通知する。</p> <p><u>4</u> 運営課長は、廃棄体を定置する場合は、埋設規則第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 6 号に定める技術上の基準を満足していることを確認するとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 1 号埋設設備 1 群から 6 群までへの定置</p> <p>イ 1 号廃棄体のうち均質・均一固化体は 1 号埋設設備 1 群から 6 群までの埋設設備 30 基に定置すること。</p> <p>ロ 1 号廃棄体を定置する場合は、1 号埋設クレーンにより取り扱うこと。</p> <p>ハ 1 号埋設設備の最上段及び北側側面には表面線量当量率 2mSv/h を超える廃棄体を定置しないこと。</p> <p>ニ 1 号埋設設備 1 群ごとの放射エネルギーが 1 群から 6 群までの区画別放射エネルギーの 1/6 倍を超えないこと、かつ 1 号埋設設備 1 基ごとの放射エネルギーが 1 群から 6 群までの区画別放射エネルギーの 2/30 倍を超えないように定置すること。</p> <p>ホ 1 号埋設設備には、セメント以外で固型化した廃棄体が 1 群から 5 群までは埋設設備 1 群ごとに 20%を超えないよう、かつ埋設設備 1 基ごとに 40%を超えないよう、6 群全体では 40%を超えないよう定置すること。</p> <p>ヘ 廃棄体を定置した区画には、速やかにコンクリート製の仮蓋を設置すること。</p> <p>(2) 1 号埋設設備 7 群から 8 群までへの定置</p> <p>イ 1 号廃棄体のうち、均質・均一固化体は 1 号埋設設備 8 群の埋設設備 1 基に、充填固化体は 1 号埋設設備 7 群の埋設設備 5 基及び 1 号埋設設備 8 群の埋設設備 3 基に、セメント破砕物充填固化体は 1 号埋設設備 8 群の埋設設備 1 基に、それぞれ定置すること。</p> <p>ロ 1 号廃棄体を定置する場合は、1 号埋設クレーンにより取り扱うこと。</p> <p>ハ 1 号埋設設備の最上段及び北側側面には表面線量当量率 2mSv/h を超える廃棄体を定置しないこと。</p>	<p>(廃棄体の定置)</p> <p>第 19 条 建設課長は、廃棄体を定置する前に、構築した埋設設備が埋設規則第 6 条第 1 項第 4 号及び第 8 号に定める技術上の基準を満足していること及び収着性（分配係数）を有する材料であることを確認するとともに、確認した結果を運営課長に通知する。</p> <p>2 保全課長は、廃棄体を定置する前に、埋設設備ごとに埋設クレーンの吊り上げ高さ検査により、別表 3 に定める制限を満足していること <u>__</u>を確認するとともに、確認した結果を運営課長に通知する。</p> <p>3 保全課長は、廃棄体を定置する前に、埋設設備に埋設規則第 6 条第 1 項第 8 号に定める技術上の基準を満足する排水・監視設備の容器及び受け皿を設置するとともに、確認した結果を運営課長に通知する。</p> <p><u>4 運営課長は、廃棄体を定置する前に、第 1 項、第 2 項及び第 3 項の結果を確認する。</u></p> <p><u>5</u> 運営課長は、廃棄体を定置する場合は、埋設規則第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 6 号に定める技術上の基準を満足していることを確認するとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 1 号埋設設備 1 群から 6 群までへの定置</p> <p>イ 1 号廃棄体のうち均質・均一固化体は 1 号埋設設備 1 群から 6 群までの埋設設備 30 基に定置すること。</p> <p>ロ 1 号廃棄体を定置する場合は、1 号埋設クレーンにより取り扱うこと。</p> <p>ハ 1 号埋設設備の最上段及び北側側面には表面線量当量率 2mSv/h を超える廃棄体を定置しないこと。</p> <p>ニ 1 号埋設設備 1 群ごとの放射エネルギーが 1 群から 6 群までの区画別放射エネルギーの 1/6 倍を超えないこと、かつ 1 号埋設設備 1 基ごとの放射エネルギーが 1 群から 6 群までの区画別放射エネルギーの 2/30 倍を超えないように定置すること。</p> <p>ホ 1 号埋設設備には、セメント以外で固型化した廃棄体が 1 群から 5 群までは埋設設備 1 群ごとに 20%を超えないよう、かつ埋設設備 1 基ごとに 40%を超えないよう、6 群全体では 40%を超えないよう定置すること。</p> <p>ヘ 廃棄体を定置した区画には、速やかにコンクリート製の仮蓋を設置すること。</p> <p>(2) 1 号埋設設備 7 群から 8 群までへの定置</p> <p>イ 1 号廃棄体のうち、均質・均一固化体は 1 号埋設設備 8 群の埋設設備 1 基に、充填固化体は 1 号埋設設備 7 群の埋設設備 5 基及び 1 号埋設設備 8 群の埋設設備 3 基に、セメント破砕物充填固化体は 1 号埋設設備 8 群の埋設設備 1 基に、それぞれ定置すること。</p> <p>ロ 1 号廃棄体を定置する場合は、1 号埋設クレーンにより取り扱うこと。</p> <p>ハ 1 号埋設設備の最上段及び北側側面には表面線量当量率 2mSv/h を超える廃棄体を定置しないこと。</p>	<p>・記載等の適正化 (合理的な運用に修正)</p>

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表 (8/9)

【保安規定本文】

現 行	改正後	変更理由
<p>ニ 充填固化体を埋設する埋設設備は、1号埋設設備1群ごとの放射エネルギーが7群から8群の区画別放射エネルギーの7群は5/8倍、8群は3/8倍を超えないこと、かつ1号埋設設備1基ごとの放射エネルギーが7群から8群の区画別放射エネルギーの2/8倍を超えないように定置すること。</p> <p>ホ 1号埋設設備に埋設した廃棄体のうち充填固化体のセメント系充填材の充填量が、7群の埋設設備5基及び8群の埋設設備3基全てに廃棄体を定置した時に、平均的に0.1m³/本以上であること。</p> <p>へ 廃棄体を定置した区画には、速やかにコンクリート製の仮蓋を設置すること。</p> <p>(3) 2号埋設設備への定置</p> <p>イ 2号廃棄体は、2号埋設設備に定置すること。</p> <p>ロ 2号廃棄体を定置する場合は、2号埋設クレーンにより取り扱うこと。</p> <p>ハ 2号埋設設備の最上段には表面線量当量率2mSv/hを超える廃棄体を定置しないこと。</p> <p>ニ 2号埋設設備1基ごとの放射エネルギーが総放射エネルギーの2/16倍を超えないこと、かつ東西方向2号埋設設備2群ごとの放射エネルギーが総放射エネルギーの1/4倍を超えないように定置すること。</p> <p>ホ 2号埋設設備に埋設した廃棄体のセメント系充填材の充填量が、全ての埋設設備に廃棄体を定置した時に、平均的に0.1m³/本以上であること。</p> <p>へ 廃棄体を定置した区画には、速やかにコンクリート製の仮蓋を設置すること。</p> <p>(4) 3号埋設設備への定置</p> <p>イ 3号廃棄体は、3号埋設設備に定置すること。</p> <p>ロ 3号廃棄体を定置する場合は、3号埋設クレーンにより取り扱うこと。</p> <p>ハ 3号埋設設備の最上段には表面線量当量率0.3mSv/hを超える廃棄体を、外周仕切設備の近傍には表面線量当量率2mSv/hを超える廃棄体を、それぞれ定置しないこと。</p> <p>ニ 3号埋設設備1基ごとの放射エネルギーが総放射エネルギーの2/8倍を超えないこと、かつ東西方向3号埋設設備2基ごとの放射エネルギーが総放射エネルギーの1/4倍を超えないように定置すること。</p> <p>ホ 3号埋設設備に埋設した廃棄体のセメント系充填材の充填量が、全ての埋設設備に廃棄体を定置した時に、平均的に0.1m³/本以上であること。</p> <p>へ 廃棄体を定置した区画には、速やかにコンクリート製の仮蓋を設置すること。</p>	<p>ニ 充填固化体を埋設する埋設設備は、1号埋設設備1群ごとの放射エネルギーが7群から8群の区画別放射エネルギーの7群は5/8倍、8群は3/8倍を超えないこと、かつ1号埋設設備1基ごとの放射エネルギーが7群から8群の区画別放射エネルギーの2/8倍を超えないように定置すること。</p> <p>ホ 1号埋設設備に埋設した廃棄体のうち充填固化体のセメント系充填材の充填量が、7群の埋設設備5基及び8群の埋設設備3基全てに廃棄体を定置した時に、平均的に0.1m³/本以上であること。</p> <p>へ 廃棄体を定置した区画には、速やかにコンクリート製の仮蓋を設置すること。</p> <p>(3) 2号埋設設備への定置</p> <p>イ 2号廃棄体は、2号埋設設備に定置すること。</p> <p>ロ 2号廃棄体を定置する場合は、2号埋設クレーンにより取り扱うこと。</p> <p>ハ 2号埋設設備の最上段には表面線量当量率2mSv/hを超える廃棄体を定置しないこと。</p> <p>ニ 2号埋設設備1基ごとの放射エネルギーが総放射エネルギーの2/16倍を超えないこと、かつ東西方向2号埋設設備2群ごとの放射エネルギーが総放射エネルギーの1/4倍を超えないように定置すること。</p> <p>ホ 2号埋設設備に埋設した廃棄体のセメント系充填材の充填量が、全ての埋設設備に廃棄体を定置した時に、平均的に0.1m³/本以上であること。</p> <p>へ 廃棄体を定置した区画には、速やかにコンクリート製の仮蓋を設置すること。</p> <p>(4) 3号埋設設備への定置</p> <p>イ 3号廃棄体は、3号埋設設備に定置すること。</p> <p>ロ 3号廃棄体を定置する場合は、3号埋設クレーンにより取り扱うこと。</p> <p>ハ 3号埋設設備の最上段には表面線量当量率0.3mSv/hを超える廃棄体を、外周仕切設備の近傍には表面線量当量率2mSv/hを超える廃棄体を、それぞれ定置しないこと。</p> <p>ニ 3号埋設設備1基ごとの放射エネルギーが総放射エネルギーの2/8倍を超えないこと、かつ東西方向3号埋設設備2基ごとの放射エネルギーが総放射エネルギーの1/4倍を超えないように定置すること。</p> <p>ホ 3号埋設設備に埋設した廃棄体のセメント系充填材の充填量が、全ての埋設設備に廃棄体を定置した時に、平均的に0.1m³/本以上であること。</p> <p>へ 廃棄体を定置した区画には、速やかにコンクリート製の仮蓋を設置すること。</p>	
	<p><u>附 則(令和 年 月 日 原規規発第 号)</u></p> <p><u>1. この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</u></p> <p><u>2. 本規定施行の際、第17条(廃棄体の確認)第2項、第18条(放射性廃棄物等の確認に係る自主検査の実施)第1項及び第2項については、2023年度以降に廃棄物埋設確認申請した廃棄体からの適用とし、それ以前に廃棄物埋設確認申請した廃棄体の確認及び自主検査については従前の例による。</u></p>	

濃縮・埋設事業所廃棄物埋施設保安規定 新旧対照表 (9/9)

【別紙 放射能濃度に係るスケーリングファクタ等一覧 別表1】

現 行						
1号廃棄体のうち均質・均一固化体、セメント破砕物充填固化体の放射能濃度に係るスケーリングファクタ等一覧						
1号廃棄体のうち均質・均一固化体、セメント破砕物充填固化体の放射能濃度に係るスケーリングファクタ及び平均放射能濃度を別表1～7に示す。						
別表1 スケーリングファクタ一覧表 [key核種: Co-60]						
難測定核種	BWR		PWR			
	従来材料プラント	低Co材料プラント	高脱塩塔捕捉率プラント		低脱塩塔捕捉率プラント	
			従来プラント	低Coプラント	従来プラント	低Coプラント
C-14	—		¹⁾ 4.7×10 ⁻¹	¹⁾ 2.5×10 ⁰	1.3×10 ⁻¹	1.3×10 ⁻¹
Ni-59	²⁾ Ni-59/Ni-63=8×10 ⁻³					
Ni-63	6.2×10 ⁻²	³⁾ 2.3×10 ⁻¹	9.5×10 ⁻¹			
Nb-94	1.5×10 ⁻⁵	1.7×10 ⁻⁴	2.7×10 ⁻⁴			
1): 当該スケーリングファクタの適用開始時期及び適用開始以前のスケーリングファクタは、別表2に示す。						
2): ORIGEN-2計算値。						
3): 浜岡原子力発電所において平成8年度及び平成9年度に発生したプラスチック固化体については、Ni-63をそれぞれ3.7×10 ⁰ 、1.9×10 ⁰ とする。						
[key核種: Cs-137]						
難測定核種	BWR			Cs-137低レベルプラント	PWR	
	福島第一1/2号	福島第一3/4号、敦賀1号				
Sr-90	⁴⁾ 7.2×10 ⁻²	⁴⁾ ⁵⁾ 6.5×10 ⁻³	⁴⁾ 3.5×10 ⁻¹	2.5×10 ⁻²		
I-129	5.7×10 ⁻⁷			2.5×10 ⁻⁸		
全α	⁴⁾ 8.2×10 ⁻³	⁴⁾ ⁵⁾ 3.5×10 ⁻⁴	⁴⁾ 2.9×10 ⁻²	⁶⁾ 3.7×10 ⁻³		
4): 福島第一原子力発電所の濃縮廃液ペレット固化体(濃縮廃液ペレット固化体とグラニューールを混合した固化体のペレット側放射能濃度評価を含む。)については、Sr-90に対し1.1×10 ⁻¹ を、全αに対し1.2×10 ⁻² とする。						
5): 敦賀1号において平成2年度以降に発生した廃棄体については、全αを8.7×10 ⁻³ とする。また、平成16年度以降に発生した廃棄体については、Sr-90を2.6×10 ⁻¹ とする。						
6): 敦賀2号において平成18年度以降に発生した廃棄体については、全αを7.5×10 ⁻² とする。						
グループ分類						
グループ名	発電所名					
従来材料プラント	福島第一、浜岡1/2号、島根(セメント固化体)、東海第二、敦賀1号					
低Co材料プラント	女川、福島第二、島根(プラスチック固化体)、浜岡(平成11年度以降に発生したプラスチック固化体)					
高脱塩塔捕捉率プラント(従来プラント)	泊1/2号、伊方3号、敦賀2号					
高脱塩塔捕捉率プラント(低Coプラント)	美浜1～3号、高浜1/2号、伊方1/2号、玄海1/2号、川内1/2号					
低脱塩塔捕捉率プラント(従来プラント)	高浜3/4号、大飯3/4号、玄海3/4号					
低脱塩塔捕捉率プラント(低Coプラント)	大飯1/2号					
Cs-137低レベルプラント	女川、福島第一5/6号、福島第二、浜岡、島根、東海第二					

改正後						
1号廃棄体のうち均質・均一固化体、セメント破砕物充填固化体の放射能濃度に係るスケーリングファクタ等一覧						
1号廃棄体のうち均質・均一固化体、セメント破砕物充填固化体の放射能濃度に係るスケーリングファクタ及び平均放射能濃度を別表1～7に示す。						
別表1 スケーリングファクタ一覧表 [key核種: Co-60]						
難測定核種	BWR		PWR			
	従来材料プラント	低Co材料プラント	高脱塩塔捕捉率プラント		低脱塩塔捕捉率プラント	
			従来プラント	低Coプラント	従来プラント	低Coプラント
C-14	—		¹⁾ 4.7×10 ⁻¹	¹⁾ 2.5×10 ⁰	1.3×10 ⁻¹	1.3×10 ⁻¹
Ni-59	²⁾ Ni-59/Ni-63=8×10 ⁻³					
Ni-63	6.2×10 ⁻²	³⁾ 2.3×10 ⁻¹	9.5×10 ⁻¹			
Nb-94	1.5×10 ⁻⁵	1.7×10 ⁻⁴	2.7×10 ⁻⁴			
1): 当該スケーリングファクタの適用開始時期及び適用開始以前のスケーリングファクタは、別表2に示す。						
2): ORIGEN-2計算値。						
3): 浜岡原子力発電所において平成8年度及び平成9年度に発生したプラスチック固化体については、Ni-63をそれぞれ3.7×10 ⁰ 、1.9×10 ⁰ とする。						
[key核種: Cs-137]						
難測定核種	BWR			Cs-137低レベルプラント	PWR	
	福島第一1/2号	福島第一3/4号、敦賀1号				
Sr-90	⁴⁾ 7.2×10 ⁻²	⁴⁾ ⁵⁾ 6.5×10 ⁻³	⁴⁾ 3.5×10 ⁻¹	2.5×10 ⁻²		
I-129	5.7×10 ⁻⁷			2.5×10 ⁻⁸		
全α	⁴⁾ 8.2×10 ⁻³	⁴⁾ ⁵⁾ 3.5×10 ⁻⁴	⁴⁾ 2.9×10 ⁻²	⁶⁾ <u>3.7×10⁻³</u>		
4): 福島第一原子力発電所の濃縮廃液ペレット固化体(濃縮廃液ペレット固化体とグラニューールを混合した固化体のペレット側放射能濃度評価を含む。)については、Sr-90に対し1.1×10 ⁻¹ を、全αに対し1.2×10 ⁻² とする。						
5): 敦賀1号において平成2年度以降に発生した廃棄体については、全αを8.7×10 ⁻³ とする。また、平成16年度以降に発生した廃棄体については、Sr-90を2.6×10 ⁻¹ とする。						
6): 敦賀2号において平成18年度以降に発生した廃棄体については、全αを7.5×10 ⁻² とする。						
7): <u>玄海3/4号において2012年度から2014年度にセメント固化装置の洗浄工程で発生した廃棄体については、全αを3.6×10⁻¹とする。</u>						
グループ分類						
グループ名	発電所名					
従来材料プラント	福島第一、浜岡1/2号、島根(セメント固化体)、東海第二、敦賀1号					
低Co材料プラント	女川、福島第二、島根(プラスチック固化体)、浜岡(平成11年度以降に発生したプラスチック固化体)					
高脱塩塔捕捉率プラント(従来プラント)	泊1/2号、伊方3号、敦賀2号					
高脱塩塔捕捉率プラント(低Coプラント)	美浜1～3号、高浜1/2号、伊方1/2号、玄海1/2号、川内1/2号					
低脱塩塔捕捉率プラント(従来プラント)	高浜3/4号、大飯3/4号、玄海3/4号					
低脱塩塔捕捉率プラント(低Coプラント)	大飯1/2号					
Cs-137低レベルプラント	女川、福島第一5/6号、福島第二、浜岡、島根、東海第二					

・SFの新規設定
(玄海原子力発電所のセメント固化装置の洗浄工程で発生した廃棄体に係る全αを新規設定)